

(別紙)

輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日45農政第2628号農政局長通達）新旧対照表

改 正 後						現 行					
別表（第12関係） 1 〔略〕 2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準 (1) 〔略〕 (2) サイロくん蒸 （燐化水素としての薬量の単位：グラム / 内容積1立方メートル）						別表（第12関係） 1 〔略〕 2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準 (1) 〔略〕 (2) サイロくん蒸 （燐化水素としての薬量の単位：グラム / 内容積1立方メートル）					
検疫有害 動物の 種類	サイロの等 級	薬量	温度	くん蒸時間	摘 要	検疫有害 動物の 種類	サイロの等 級	薬量	温度	くん蒸時間	摘 要
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 投薬方法は、次のいずれか の方法による。 ア 自動投入機により錠剤も しくは粒剤を均等に混入さ せ、又は人手により投薬す る場合は穀層の厚さ50セン チメートル若しくはそれ以 下ごとに錠剤若しくは粒剤 を均等に混入させること。 いずれの場合も穀層上部空 間に対し、1立方メートル 当たり0.5グラムを穀層表 面に均等に配置させるこ と。 イ 庫外投薬機により投薬す ること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1) 〔略〕 (2) 投薬方法は、錠剤又は粒剤 を自動投入機により均等に混 入させること。人手等により 投薬する場合は穀層の厚さ50 センチメートル又はそれ以下 ごとに錠剤又は粒剤を均等に 混入させること。いずれの場合 も穀層上部空間に対し、1立 方メートル当たり0.5 グラム を穀層表面に均等に配置させ ること。
(3)～(4) 3～7	〔略〕 〔略〕					(3)～(4) 3～7	〔略〕 〔略〕				